○財務省告示第百八十四号

第八 大 条 韓 第 民 国 五. 及 項 に び 中 規 定 華 す 人 民 る 共 調 和 査 を 国 行うこととし 産水酸化カリウムに係る関税定率法 た 0) で、 不 当 廉 売 関 税 に (明治四十三年法 関 す る 政 令 平 は 律 第五 成 六 年 + 政 匝 令 第四

百 十六号) 第 八 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に基づき、 次のとお り告示 する。

平成二十七年五月二十六日

財務大臣 麻生 太郎

不当廉· 売関 税 を課することを求 め た 者 申 請 者) \mathcal{O} 名 称 及 び 住 所

- □ 名称 カリ電解工業会
- 口 住所 東京都中央区新川一丁目四番一号
- 調 査 に 係 る 貨 物 \mathcal{O} 品 名 銘 柄 型 式 及 び 特 徴
- 品名 水酸化カリウム
- $(\underline{})$ 銘 柄 及び 型式 商 品 \mathcal{O} 名 称 及 び 分類 に 0 1 7 0) 統 シ ステ 4 \widehat{H} S 0 品 目 表 八 五.
- 二〇号に分類される。
- $(\overline{\underline{}})$ 助 \mathcal{O} カリ 剤 特徴 塩 液 体 類 水 に \mathcal{O} 石 溶 原 鹸 B 料 解 洗 L た液 化学 剤 \mathcal{O} 原 肥 体品若 料料 料 とし \mathcal{O} 原料、 しくは白 て 用 ア 1 色片 5 ル れ 力 る。 IJ 状 電 0 固 池 |形物 \mathcal{O} 電 で 解 あ 液 り、 写 真 主として、 \mathcal{O} 現 像 液 炭 無 酸 機 カリウ 化学 の反応 4 など

- 二 調査に係る貨物の供給者及び供給国
- $\left(\longrightarrow \right)$ 供給者 (不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者)
- イ UNID Company Ltd.
- UNID Jiangsu Chemical Co.,Ltd.
- \ Jiangsu OCI Chemical Ltd.
- $(\underline{})$ を除い 供給国 <_ 以 下 大韓民国 中 国」という。 (以下「韓国」 という。 及び中華 人民共和 国 香港地域 及び 7 力才地

域

- 四 調査を開始する年月日 平成二十七年五月二十六日
- 五 調査の対象となる期間
- が浸透 十六年十二月三十一日まで) 定貨物 十六年十二月三十一日まで(ただし、 不 当 廉 の生産及び して 売 うされ ١ ر る事 た 実 調 販売について 査 という。 対 象貨物 市場 0 輸 に関する事項に 経済 入の 不当廉 の条件 事 実に 売関 . 関 が浸透し 税に関する政令第二条第三項に する事 ついては、 項 ている事実」 生産者 平 成二十六 0 (以 下 会社設 年 月 市 <u>\f</u> 0 時 場 規 日 経 定 か カン す 5 済 5 平 Ź 0 平成二 条 件 成二 「 特
- $(\underline{})$ 項 不当 平成二十二年一月一 廉売された 調 查対象貨物 日から平成二十六年十二月三十一日ま 0 輸 入 が 本邦の 産業に与える実質的 で な損害等の事実に関する事

六 調査の対象となる事項の概

要

 $\left(\begin{array}{c} \\ \end{array} \right)$ 不当 廉 売 され た 調 査 妆 象 貨 物 \mathcal{O} 輸 入の 事 実に · 関 ける

1 調 査 対 象 貨 物 \mathcal{O} 正 常 価 格 輸 出 玉 に お け る 通 常 \mathcal{O} 商 取 引 に お け る 価 格 又 は _ れ に 潍 ず る

価

事

項

格)

ロ 調査対象貨物の本邦向け輸出価格

ノヽ 調 査 対 象 貨 物 \mathcal{O} 正 常 価 格 لح 本 邦 向 け 輸 出 価 格 کے \mathcal{O} 差 額 (ダンピン

そ \mathcal{O} 他 不 当 廉 売 さ れ た 調 査 対 象 貨 物 \mathcal{O} 輸 入 \mathcal{O} 事 実 \mathcal{O} 認 定 に 関 L 参考となるべ き事 項

グ・

7

]

ジ

 $(\underline{})$ 不当 廉 売され た 調調 查 対 象貨 物 \mathcal{O} 輸 入 が 本 邦 \mathcal{O} 産 業 に 与 える実質的 な損 害等 \mathcal{O} 事 実に 関 する事

項

1 不 当 廉 売 さ れ た 調 査 対 象 貨 物 \mathcal{O} 輸 入 量

口 不 当 廉 売 さ れ た 調 查 対 象 貨 物 \mathcal{O} 輸 入 が 本 邦 \mathcal{O} 同 種 \mathcal{O} 貨 物 \mathcal{O} 価 格 に . 及

ぼ

す

影

ハ 不 当 廉 売さ れ た 調 査 対 象 貨 物 \mathcal{O} 輸 入 が 同 種 \mathcal{O} 貨 物 を 生 産 7 7 る 本 邦 \mathcal{O} 産 業 に 及 ぼ す 影

そ \mathcal{O} 他 不 当 廉 売 さ n た 調 査 対 象 貨 物 0 輸 入 が 本 邦 \mathcal{O} 産 業 に 与え る実質 的 な 損 害等 \mathcal{O} 事 実 \mathcal{O}

有無の認定に関し参考となるべき事項

二

七 申請者の主張の概要

 $\left(\longrightarrow \right)$ 申 請 者 が 本 邦 \mathcal{O} 産 業 に 利 害 関 係 を 有 す る者 に 該 当す Ś 事 実

る業界団 申 請 者 で 体 は、 こであ 本 り、 邦に お 平 į, 成二十六 て 調 査 年に 対 象貨 お 物 け と同 る 国 内 種 総 0 貨物を生産 生 産 量 一に占 \Diamond L てい る申 · る本 請 者 ·邦生 \mathcal{O} シ 産 エ ア 者 は 匹 社 が 加 盟 す

不当 廉 売 され た 調 査 対 象 貨 物 0 輸 入 (T) 事 実

セ

1

あ

る。

1 正 常 価 格 に 0 **,** , 7 は 次 0) 表 0) 上 欄 に掲げ る調査対象貨物の区分に応じ、 同表の下欄 に掲

げ る 価格 を採 用した。

る調査対象貨物の国内販売価格	
中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国におけ	中国を原産地とする水酸化カリウム
韓国における調査対象貨物の国内販売価格	韓国を原産地とする水酸化カリウム
正常価格	調査対象貨物

口 本 邦 向 け輸 出価 |格に ついては、 本邦 の輸 入通関 価格 から輸出 諸掛 り、 海上輸送費及び海上

保 険 料 を 控 除 L て算定 L た。

率 イ - を算 及 び 出 口 すると、 に ょ り、 韓 韓 玉 玉 に 及 び 0 中 **(**) 7 玉 は か 五. 5 十六 \mathcal{O} 輸 • 入 貨物 八 八 % に 係 る平 中 玉 成 に つい <u>二</u> 十 て 六 は 年 \mathcal{O} 八十一・一 ダン ピング 五. %となる。 マ ジ

 $(\overline{\underline{}})$ 不当 廉 売され、 た 調 査 対 象貨 物 \mathcal{O} 輸 入 が 本 <u>;</u>邦 \mathcal{O} 産 業 に与える実質的 な 損 害 等 \mathcal{O} 事 実

1 不 当廉 売され た 調 査 対 象 貨 物 に つ ١, て、 韓 玉 カゝ 5 \mathcal{O} 輸 入 量 は 平. 成二十二年 に は 万千六百

三十 九トンで あ 0 た が、 平成二十六年には二万四千 . 匹 百 구 구 + 七卜 ンに 増 加 L て お i) 玉 内 需

要量に占める市場占拠率を拡大した。

百 1 中 国 ン に か 5 減 0) 少 輸 L て 入 量 1 は 平 る が、 成二十二年には二千七百 直 近三年間でみると増 加 十三トンである一 傾 向 に あ り、 玉 方、 内 需 要量 平 成二十六年 一に占め る 市 に は 千

拠率を拡大した。

口 格に る 同 不 当 転嫁することができず、 種 0 廉売された 貨 物 0 玉 内 調 査 販 売 対象貨 価 格 物 更に市場占拠率 を引き下げ \mathcal{O} 低価 格 な国 T お は減 n, 内 販 少し、 売 本 邦 価 た。 \mathcal{O} 格と輸 産 業 は、 入量 製 \mathcal{O} 造 増 加 原 は、 価 \mathcal{O} 本邦でも 上 异分 を販 生 産 売 され 価

その結果、利益が大幅に減少した。

八 に 出 対 不当廉 ょ 質 及 び る \mathcal{O} 情 申 証 売関 出 報 言、 0) 同 税 提 同令第十一 供 令第十二 に 関 に する 0 7 条第一 条 政 て **公**令第: 0 の 二 それ 項 第 + ぞれ · 条 第 \hat{O} 項 規定によ \mathcal{O} \mathcal{O} 項 前 期 規定による意見の 狠 る 段 証 及び第十条 拠 等 0 閲覧、 表明 の 二 第 並 同 びに同令第十三条第一項 令第十二条第 項 前 段 \mathcal{O} 規 定 項 に \mathcal{O} ょ 規 る 定 証 0 に 拠 規定 ょ \mathcal{O} る 提

- $\left(\longrightarrow \right)$ 証 拠 \mathcal{O} 提 出 及 び 証 言に つ ١ ر て 0) 期 限 平成二十七年九月二十八日
- $(\underline{})$ 証 拠 等 0 閲 覧に つ 1 7 0 期 限 調 査 終 了 \mathcal{O} 日
- (Ξ) 対 質 \mathcal{O} 申 出 に つ **\ 7 \mathcal{O} 期 限 平 成 二十七年十月二十六

日

(四) 意 見 \mathcal{O} 表 明 に 0 V) 7 \mathcal{O} 期 限 平 成二十 七 年 十一月二十 六 日

(五) 情 報 \mathcal{O} 提 供 に 0 1 7 \mathcal{O} 期 限 平 成二十· 七 年 + 月二十

な お、 れ 5 \mathcal{O} 手 続 \mathcal{O} ほ か、 供 給 者 及 び 本 邦 企 業 \mathcal{O} 実 態 調 査 現 地 調 査 を含 む。 を行う予定

日

で ある。

九 その 他 参考となるべ き事 項

 $\left(\longrightarrow \right)$ 本 件 に 0 7) て、 不 当 廉 売 関 税 に 関 す る 政 令 第二 条 第三 項 \mathcal{O} 規 定 に お 1 7 中 玉 を 原 産 地 とす る

特 定 \mathcal{O} 種 類 \mathcal{O} 輸 入 貨 物 \mathcal{O} 生 産 者 が 明 確 に 示 すこととされ て 7 る 市 場 経 済 \mathcal{O} 条 件 が 浸 透 L て 1

事 実 に は、 以 下 \mathcal{O} 事 実 が 含ま れ るも \mathcal{O} とする。

1

価

格、

費用、

生

産、

販

売

及

び

投資

に

関

ける

生

産

者

 \mathcal{O}

決

定

が

市

場

原

理

に

基

づ

き行

わ

れ

て

お

り、

る

これ . ら 0) 決定 に 対 す る 政 府 (当該 輸 入 貨 物 \mathcal{O} 原 産 玉 \mathcal{O} 中 央 政 府、 地 方 政 府 又 は 公的 機 関 を

う。 = に お 1 て 同 ľ \mathcal{O} 重 大な 介 入 が な 1 事 実

口 主 一要ない 投 入 財 (原 材 料 ·· 等) 0 費 用 が 市 場 価 格 を 反 映 L 7 7 る事 実

労 使 間 \mathcal{O} 自 由 な 交 渉 に ょ n 労 働 者 \mathcal{O} 賃 金 が 決定 さ れ 7 1 る 事 実

= 生 産 手 段 \mathcal{O} 政 府 に ょ る 所 有 又 は 管 理 が 行 わ れ 7 1 な 1 事 実

ホ 会 計 処 理 が 玉 際 会 計 基 準 又 は そ れ に 準 じ た 形 で 適 切 12 行 わ れ 7 お り、 財 務 状 況 が 非 市 場

経 済 的 な 要 因 に ょ ŋ 歪 め 5 れ 7 1 な 1 事 実

証 拠 \mathcal{O} 提 出 及 び 証 言、 証 拠等 (T) 閲 覧の 申 請、 対質 \mathcal{O} 申 出 意見 0 表 明 又 は 情 報 \mathcal{O} 提 供 0 宛先

 $(\underline{})$

- 東 京 都 千 代 田 区 霞 が 関 三丁 目一 番 号 財務 省関 税 局 関 税 課 特殊 関 税 調 査 室
- $(\overline{\underline{}})$ 対 質 らに添 そ \mathcal{O} \mathcal{O} 付 申 他 出 する資料 本 . 調 意 見 査 \mathcal{O} は \mathcal{O} 原文が 表 日 本 明 語 又 日本 は で 情 実施することか 語以 報 \mathcal{O} 外の 提供 言 は 語 日 ら、 によるも 本 語 証 \mathcal{O} 書 拠 のである場合は、 面 \mathcal{O} 提出 12 ょ り行うも 及 び 証 言、 0 とする。 日本語の翻訳文に当該 証 拠 等 \mathcal{O} ただ 閲 覧 \mathcal{O} 申 これ 請、

原文を添付するものとする。